

○総務省令第二百二十四号

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十九号）の施行に伴い、及び電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）第二条第一項第四号の規定に基づき、電気通信基盤充実臨時措置法第二条第一項第四号に規定する施設を定める省令を次のように定める。

平成二十三年八月三十日

総務大臣 片山 善博

電気通信基盤充実臨時措置法第二条第一項第四号に規定する施設を定める省令

電気通信基盤充実臨時措置法第二条第一項第四号に規定する総務省令で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二十条に規定する公民館
- 二 図書館法（昭和二十五年法律第一百十八号）第二条第一項に規定する図書館
- 三 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館
- 四 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第二項に規定する診療所

附 則

この省令は、電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年八月三十一日）から施行する。